

平成20年度地域緑化活動支援事業の注意事項

助成割合経費は下記の通りです。(要綱、様式、注意事項をよくお読みください。)

(1) 組織づくり経費	1/2
(2) 環境整備費、活動費、苗木等購入費、啓発看板購入費	10/10

- 下記の経費は、**助成対象外**となっています。
 - 草花購入費及び花壇の造成経費
(但し、**里山等**に植栽する草本類の購入費はこの限りではない。)
 - 植栽後2年目以降の継続的な保育管理にかかわる経費
 - 通常に行われる団体の運営経費(事務所借上費、事務費、人件費)
 - 飲食費(但し、**作業中の**飲料水は対象可)
 - 3万円以上の備品の購入費(下刈機、チェーンソー等)
 - 2万円を超える講師の報償費
 - 大苗(3m以上)
- 啓発看板は、原則として設置してください。同封の「緑化助成事業の啓発看板の手配について」をご確認ください。
- 苗木及び作業器具等の購入について
 - 苗木を購入する場合は、可能な限り**県内産のもの**として下さい。
 - なお、県外産を購入する場合は納品書等に産地を明示してください。
 - 作業器具等の購入については、過去継続的に助成を受け毎年道具を買っているものや、レジャー色の強い物を購入するなどの問題が見受けられますので、適正な執行をお願いします。
- 完了報告について
 - 様式3の完了届・請求書の完了欄は、内容、金額ともに全体事業費をご記入ください。
 - 支出内容が確認できる請求書が領収書の写しを必ず添付してください。
 - なお、書類が不備の場合、助成対象にできません。
 - 完了報告は、速やかをお願いします。
 - 早く完了しても、年度末になるまで報告がない団体がありますので、今年度は平成21年3月10日までに報告書を提出してください。**(原則は完了後、30日以内)**
 - なお、提出が遅れた場合は、助成金をお支払い出来ない場合がありますのでご注意ください。
 - 助成金振込口座の記載(特に口座名義人)に間違いのないようお願いします。
 - 不備があると、振込手数料が2倍かかりますのでご注意ください。
 - 植樹の状況写真は、出来る限り植付け前後と同じ場所から数量が確認できるよう撮影してください。また、参加者のみなさんで作業をしている写真も添付してください。(集合写真可)
- 助成額等の変更について
 - 助成額は、出来る限り変更がないよう、交付決定金額を執行してください。
 - 総額が変わらなくても、内容を変更する場合は必ず事前にご連絡をお願いします。
 - 内容によっては、変更申請を提出していただくこととなりますのでご注意ください。
 - 事前連絡が無く変更された場合は、助成対象に出来ない場合がありますのでご注意ください。
- 事業申請を行う皆様には、当事業の財源は会費に大きく依存していますので、「にいがた緑の百年物語県民運動」に参加して頂いているというご理解の上から、未加入団体の方は、是非会員にご加入頂きますようお願いいたします。

(社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 担当：白井

TEL：025-290-8055 FAX：025-290-8051

Email：info@midori100.com